

働く人の健康づくり

【働くことと健康のかかわり】

「働く」ということは、経済的な利益を上げるために生産性を第一の目的にし、それを実現するためにさまざまな活動を行うことです。

そして、それは、体力的にも精神的にも大きなエネルギーを使うので、疲労を感じたり、健康を損なったりすることもあります。

【職場の環境】

働く人が、職業生活を充実させ、豊かな人生を送るためには、職場の健康増進対策と、日常生活での健康増進について配慮することが重要です。

生活習慣病や精神的ストレスが多くの労働者に蔓延するなかで、労働災害の防止・職業病の予防などの対策に加えて、職場側と労働者側の両方から健康増進に取り組むことが重要になってきています。

【健康診断】

一般的には、事業者は労働者に対して、健康への影響を取り除き、適切な健康管理をするために年に1回定期的に健康診断を行う義務を負います。

健康診断、サボる社員がいると罰金が……

労働者		事業者
受診する義務あり (労働安全衛生法第66条第5項)	義務	社員に受けさせる義務あり (労働安全衛生法第66条第1項)
なし	罰則	50万円以下の罰金 (労働安全衛生法第120条)
原則的には負担なし	費用	事業者が負担すべきもの (昭47.9.18基発第602号)
無給になるケースも	賃金	労使協議して定めるべきものだが、 事業者が支払うことが望ましい (昭47.9.18基発第602号)

【保健師による健康管理】

普通の一般企業には保健師がいて、従業員の健康管理をはじめ、メンタルヘルスや過重労働対策、健康づくりや職場復帰支援などさまざまな活動を行い、会社の従業員が心身ともに健康で充実した職業生活を送れるように支援する仕事をしています。

このように職場が労働者の健康を維持増進する環境を整えても、労働者自身がこれを積極的に活用し、さらに日常の食事・休養・運動の生活習慣を健全にしようと努力しなければ意味がないのです。